

2013年7月1日

日本タクティールタッチ[®]協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は日本タクティールタッチ[®]協会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、暫定的に役員の自宅または勤務場所に置く。

(目的)

第3条 本会は、タクティールタッチ[®]に関する研究・研修を行うとともに、その普及及び啓発を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するためにつぎの事業を行う。

- (1) タクティールタッチ[®]に関する研究を行う。
- (2) タクティールタッチ[®]の普及・啓発を行う。
- (3) タクティールタッチ[®]に関する講習会・研修会を開催する。
- (4) その他、目的達成のために必要な事業を行う。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条の目的に賛同して入会したものである。会員は次の2種類とする。

- (1) 会員
- (2) 臨時会員（本会の事業に参加する会員をあてる）

(会費)

第6条 本会の会費は、年間3千円とする。

- (2) 入会金は、5千円とする。
- (3) 年会費は、当該年度の4月末日までに納入しなければならない。

(会員の義務)

第7条 会員は会費を納入し、本会の会則を尊重し、会の決定に従わなければならない。

(退会)

第8条 会員で退会しようとする者は、その旨を本会会長に届けなければならない。

- (2) 退会時は、すでに納入された会費の返納は受けることができない。

(資格喪失)

第9条 会員は、次の事項に該当した場合は資格を喪失する。

- (1) 死亡の時
- (2) 本人より退会の申し出があった時
- (3) 第7条に反した場合は、直ちに資格を喪失する。
- (4) 会費の未納者は、次年度時に資格を喪失する。

第3章 役員

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名 副会長1名 理事3名以内 幹事2名
- (2) 本会に顧問を置く。顧問は理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- (3) 会長は会を代表し、会務を統括する。副会長は会長を補佐する。
- (4) 幹事は本会の会計を監査する。
- (5) 本会の事務を処理するために書記を置くことができる。書記は会長が任命する。

(役員選出)

第11条 会長を含む各役員は、自薦他薦を問わず会員の中から選任する。

(任期)

第12条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

第4章 総会・理事会

(総会)

第13条 総会は会員で構成する。

- (2) 総会は年1回開催し、会の重要事項について審議決定する。

(理事会)

第14条 理事会は役員で構成し、会務を執行する。

(議決)

第15条 総会の議長は正会員のうちから選出し、理事会の議長は副会長がその任に当たる。

- (2) 議事は、出席者の過半数の賛成をもって決する。

第5章 会計

第16条 本会の経費は、参加費および寄付金その他をもってあてる。

第17条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日とする。